（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　阿野　貴史
内閣府技官（参事官（社会基盤担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））に併任する
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　大星　光弘
内閣府本府規制改革推進室参事官に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　皆川　武士
内閣府事務官（参事官（政策統括官（防災担当）付））に併任する
（同）同　古屋　孝祥
地方創生推進事務局参事官（国家戦略特別区域担当）に併任する
（同）同　三林　直慶
地方創生推進事務局参事官（中心市街地活性化担当）に併任する
（同）同　谷合　隆
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（総括担当））に併任する
（国土交通省総合政策局付）同　飯田　修章
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（総括担当））に併任する
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　松山　理然
内閣府事務官に兼ねて任命する
宇宙開発戦略推進事務局参事官（安全保障担当）を命ずる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　小松　雅人
内閣府事務官（参事官（社会基盤担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））の併任を解除する
（参事官（市場システム担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））内閣府技官　坂内　俊洋
内閣府本府規制改革推進室参事官の併任を解除する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　寺前　大
内閣府事務官（参事官（政策統括官（防災担当）付））の併任を解除する
（同）同　松平　健輔
地方創生推進事務局参事官（国家戦略特別区域担当）の併任を解除する
（同）同　北村　洋二
地方創生推進事務局参事官（中心市街地活性化担当）の併任を解除する
（同）同　八木　貴弘
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（総括担当））の併任を解除する
（環境省大臣官房付）環境技官　松田　和久
科学技術・イノベーション推進事務局参事官（統合戦略担当）の併任を解除する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　三野　元靖
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（重要課題担当））の併任を解除する
（国土交通省総合政策局付）国土交通事務官　清水　巖
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（総括担当））の併任を解除する
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　西野　聰
兼官を免ずる
（参事官（地域充実化担当）（政策統括官（原子力防災担当）付））内閣府技官　吉田　大
国土交通省に出向させる
（沖縄振興局参事官（振興第一担当））内閣府事務官　十河　久惠
国土交通省に出向させる
（経済社会総合研究所上席主任研究官）同　寺内　彩子
辞職を承認する（以上七月三十一日）

## 法務省

河村真紀子　山本　和彦
法制審議会委員に任命する（各通）（九月六日）

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、北マケドニアの独立記念日につき、九月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**関東地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
小山市大字羽川字コブタ島五一七番八八から同市大字羽川字コブタ島五一七番九まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年九月十日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

**九州地方整備局公示**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年9月9日　九州地方整備局長　森下　博之

道路の種類　路線名　区間
一般国道　10号　都城市上川東三丁目3号16番から同市上川東二丁目3号10番1までの上下線

# 公告

## 諸事項

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和8年（家）第81063号**

大阪市中央区大手前1丁目7番31号　OMMビル
申立人　上西　直樹

本籍大阪府東大阪市大蓮東5丁目14番
最後の住所大阪府東大阪市大蓮東5丁目14番27号
死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区
死亡年月日令和8年5月14日
出生の場所不明
出生年月日昭和2年8月16日
職業　無職　被相続人　亡　日置　三代子
住所　大阪市西区立売堀1－4－12立売堀スクエアビル3階
相続財産清算人　弁護士　中原　圭介
催告期間満了日　令和9年4月20日
大阪家庭裁判所